茨城県	水戸市　日立市　土浦市　石岡市　龍ケ崎市　下妻市　常総市　常陸太田市　高萩市　北茨城市　笠間市　取手市　牛久市　つくば市　ひたちなか市　鹿嶋市　潮来市　常陸大宮市　那珂市　筑西市　稲敷市　かすみがうら市　桜川市　神栖市　行方市　鉾田市　つくばみらい市　小美玉市　東茨城郡茨城町　同郡大洗町　同郡城里町　那珂郡東海村　久慈郡大子町　稲敷郡美浦村　同郡阿見町　同郡河内町　北相馬郡利根町
栃木県	宇都宮市　小山市　真岡市　大田原市　矢板市　那須塩原市　さくら市　那須烏山市　芳賀郡益子町　同郡茂木町　同郡市貝町　同郡芳賀町　塩谷郡高根沢町　那須郡那須町　同郡那珂川町
千葉県	千葉市　旭市　習志野市　我孫子市　浦安市　香取市　山武市　山武郡九十九里町
新潟県	十日町市　上越市　中魚沼郡津南町
長野県	下水内郡栄村

別表第三（第二条第二項関係）

青森県	三沢市　三戸郡階上町
茨城県	古河市　結城市
栃木県	足利市
千葉県	銚子市　市川市　船橋市　松戸市　成田市　佐倉市　東金市　八千代市　印西市　富里市　印旛郡酒々井町　同郡栄町　香取郡多古町　同郡東庄町　山武郡横芝光町

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の総務省関係規定の施行等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年五月二日

内閣総理大臣　菅　**直**人

政令第百二十八号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の総務省関係規定の施行等に関する政令

内閣は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第六条第一号、第七条、第八条第一項及び第三項、第九条第三項並びに第十五条第二号並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

（法第六条第一号の情報システム）

第一条　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（以下「法」という。）第六条第一号の政令で定める情報システムは、住民に関する事務の処理に係る情報システムで総務大臣が財務大臣と協議して定めるものとする。

（法第七条の消防施設）

第二条　法第七条の政令で定める消防の用に供する施設は、消防ポンプ自動車、救助工作車及び救急自動車、救助用資機材及び救急用資機材、防火水槽その他消防の用に供する施設で総務大臣が財務大臣と協議して定めるものとする。

（法第八条第一項の年度等）

第三条　法第八条第一項の政令で定める年度は、平成二十四年度とする。

2　法第八条第一項の規定による地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の利率は、当該地方債を発行した年度における財政融資資金による引受けに係る地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条第四号の規定によって起こした地方債の利率によるものとする。

3　法第八条第一項の規定による地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の償還期間は十五年（三年以内の据置期間を含む。）以内とし、その償還は半年賦償還の方法によるものとする。

（法第九条第一項の地方債の利率及び償還方法）

第四条　法第九条第一項の規定による地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の利率は、当該地方債を発行した年度における財政融資資金による引受けに係る地方財政法第五条第四号の規定によって起こした地方債の利率によるものとする。

2　法第九条第一項の規定による地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の償還期間は十五年（三年以内の据置期間を含む。）以内とし、その償還は半年賦償還の方法によるものとする。

（法第十五条第二号の給付）

第五条　法第十五条第二号に規定する政令で定める給付は、次に掲げる給付とする。

一　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）附則第十九条の規定による退職共済年金

二　地方公務員等共済組合法附則第二十六条第二項から第四項までの規定による退職共済年金

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第十三条の特例）

第六条　平成二十三年度における地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十七号）第十三条の規定の適用については、同令附則第十条の規定にかかわらず、同令第十三条中「次に掲げる場合」とあるのは「次に掲げる場合並びに地方財政法第三十三条の五の二第一項並びに東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第八条第一項及び第九条第一項の規定により地方債をもってその歳出の財源とすることができる場合」とする。

2　平成二十四年度における地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第十三条の規定の適用については、同令附則第十条の規定にかかわらず、同令第十三条中「次に掲げる場合」とあるのは、「次に掲げる場合並びに地方財政法第三十三条の五の二第一項及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第八条第一項の規定により地方公共団体が地方債をもってその歳出の財源とすることができる場合」とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　菅　**直**人
総務大臣　片山　善博
財務大臣　野田　佳彦
文部科学大臣　髙木　義明

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二十六条第一項第二号の給付を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年五月二日

内閣総理大臣　菅　**直**人